

<参議院議員 福島みずほ先生 からのご質問 (1/21 に対する回答)>

1. 規制庁が公開している、100mSv/週の拡散予測について、「すそ値」は各原発の1方位のみしか示されていないため、各原発の16方位全ての「すそ値」。

これについては、各自治体からも問い合わせがあるとのこと、また「すそ値」の数値はすぐに出せるとのことでしたので、至急示してください。

2. 「97%値方式」で7日間50mSvの地点及び年20mSvの地点を、各原発サイト毎に示してください。

3. 100%値で16方位すべてについて、7日間50mSvの地点及び年20mSvの地点を示してください。

【回答】

○ 今回行った拡散シミュレーションは、地方自治体が地域防災計画を策定するにあたり、防災対策を重点的に充実すべき地域の決定の参考とすべき情報を得るために試算したものである。

○ そのため、ご指摘の項目については、その目的が異なるため試算結果を得ておらず、また、追加の試算を行う予定はない。

<参議院議員 福島みずほ先生 からのご質問 (1/23) に対する回答>

1. OIL1、OIL2を含む原子力災害対策指針の改訂案についてパブリックコメントに付す期間はいつか。

【回答】

- 1月30日から2月12日まで付すこととなっている。

2. OIL1、OIL2について、自治体向けの説明会を開催するか。

【回答】

- 指針が改定されれば、自治体の担当者向けの説明会を開催する予定であり、また自治体の要請に応じた説明などにも、できるだけ対応していきたい。

3. 第6回原子力災害事前対策等に関する検討チーム OIL1 (500 μ Sv/h)、OIL2 (20 μ Sv/h) について

1) 検討会合資料には、福島市で3月15日夜、OIL2を超える24 μ Sv/hが観測されたことについて記載していない。掲載すべきではないか。

【回答】

○ 今般の事故における防護措置との比較を行うため、計画的避難区域が設定された北西方向で計測された空間放射線量率を掲載したためである。

2) 同資料で、3月15日の4時に、南南西43km離れたいわき市で23.7 μ Sv/hを観測したことが掲載されている。1)の福島市は福島第一原発から60km離れていた。すなわち、OIL2は、30km目安のUPZより広範囲において観測されうる。このことを明記すべきではないか。

【回答】

○ OIL1、OIL2を超える値は、UPZ外においても観測されうるため、そのような場合には、避難及び一時移転を講じる必要がある点を明記している。

3) OIL1、OIL2は「初期値」とされているが、その意味は何か。事故後数日を経て、OIL2が観測された場合も対象となるのか。

【回答】

- IAEAでは、OILとして事前に定める値は「初期設定値」であり、事故の状況や放射性物質の核種により変更するものとして取り扱っている。
- ただし、「初期設定値」の変更の方法については、今後、検討を進める予定である。

4) 今回示されたOIL1、OIL2で、対象住民の被ばくリスクが十分低いと判断した理由をご教示いただきたい。

【回答】

- 今回、改定原案で示しているOIL1、OIL2の初期設定値は、IAEAが国際基準文書の中で提案している値と比較しても低い値となっており、住民等の被ばくによる確率的影響によるリスクを低減するものとして、適当と考えている。

5) 福島第一原発事故において、毎時20マイクロシーベルト以上を観測した地点をすべてご教示いただきたい。

【回答】

- 放射線量率の測定結果、政府のホームページに掲載されており、この中に、20マイクロシーベルト毎時以上となった地点が記載されている。

6) 各原発における放射性物質拡散シミュレーションにおいて、毎時20マイクロシーベルトとなる地点のデータを開示いただきたい。

【回答】

- 今回行った拡散シミュレーションは、地方自治体が地域防災計画を策定するにあたり、防災対策を重点的に充実すべき地域の決定の参考とすべき情報を得るために試算したものである。
- そのため、ご指摘の項目については、その目的が異なるため試算結果を得ておらず、また、追加の試算を行う予定はない。

4. 国のOILを含む基準は、現在検討中であり、今後パブコメにもかけられ、その後正式なものとなる。一方で、既に各地では、規制庁のシミュレーション（週100mSV）を基に地域防災計画が策定され始めている。これは問題ではないか。国としては、「週100mSvは基準ではない」という説明を行うべきではないか。

【回答】

- 今回行った拡散シミュレーションは、地方自治体が地域防災計画を策定するにあたり、防災対策を重点的に充実すべき地域の決定の参考とすべき情報を得るために試算したものであり、その旨を自治体にご説明している。

5. OILについて、国として自治体や住民に説明し、その意見をきくべきではないか。

【回答】

- 検討の過程で自治体からの意見を伺い、また、パブリックコメントにも付しているところである。